

広島女学院大学総合研究所年報

〔電子版〕

Vol. 26



広島女学院大学総合研究所

2022

目 次

I.	はじめに	所長 三木 幹子	(1)
II.	2021 年度広島女学院大学学術研究助成【研究概要報告】		
	◇個人研究◇		
	[一般]		
	・ Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5° Special Report	ロバート・ドーマー	(2)
	・ Investigating potential vocabulary-fluency relationships with lower-level Japanese L2 learners	ダニエル・ホフム	(4)
	・ イギリス中等教育カリキュラムの歴史的研究—アカデミズムと職業主義の対立 を超えて	中村 勝美	(6)
III.	2020 年度広島女学院大学学術研究助成【研究成果報告一覧】		(7)
IV.	2021 年度広島女学院大学学術研究助成【交付一覧】		(12)
V.	2021 年度科学研究費助成事業【交付一覧】		(13)
VI.	関係規程		(14)

I . はじめに

所長 三木幹子

2020年に始まった新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、本学教員の研究活動は多大な影響を受けました。海外への渡航制限だけでなく、国内も自由に移動ができなくなりました。これにより、国内外でのフィールドワークや現地調査を主な研究テーマにしている教員のみなさまは、研究方法の変更を余儀なくされたと思います。

また、大学内での授業や学生指導についても、遠隔授業、オンライン化が急激に進み、新しいシステムの導入が加速しました。本学教職員は、それらに対応しなくてはならなくなり、教材も新規に作り替える必要が生じ、多大な時間を費やさざるを得なくなりました。

このように、新型コロナウイルスの蔓延は、研究者の時間や自由を奪っていきましました。このような状況下においても、教員のみなさまは研究を継続し、その成果を発表されています。

2020年度の広島女学院大学学術研究助成は、個人研究が13件、共同研究が1件、学術図書出版助成が0件、学会特別助成が0件でした。2021年度の広島女学院大学学術研究助成の交付件数は、個人研究が3件ありましたが、出版助成、学会特別助成は申請がありませんでした。2020年度の採択数14件中、2019からの継続が10件、新規が4件であったということからも、2020年度以降の学術研究助成への応募が激減していることがわかります。

また、2020年度の科学研究費助成事業の採択は、新規が3件、継続が8件でした。2021年度科学研究費助成事業の採択は3件で、継続分を含めて13件でした。

『広島女学院大学論集』については、2020年度版(第68集)は4編の論文を、2021年度版(第69集)には3編の論文を掲載いたしました。現代の社会状況を反映して、新型コロナやSDGsをテーマとした研究が目立ちました。また、大学院修士課程の学生の投稿があったことは喜ばしい限りです。

本報告書は、2021年度の広島女学院大学学術研究助成に係る成果報告書です。コロナ禍においても研究に励まれた教員のみなさまの研究成果を報告させていただきます。どうぞご高覧いただければ幸いです。

本研究所は、広く人文・社会、自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献するとともに、地域社会に寄与することを目的としています。2021年度が終わり2022年度に入ってもコロナ禍が続いていますが、総合研究所は、教員のみなさまの研究活動をサポートしてまいります。

Ⅱ. 2021年度広島女学院大学学術研究助成 【研究概要報告書】

〔個人研究-一般〕

A longitudinal mixed methods study of L2 motivation
in a Japanese undergraduate English program
: developing intervention strategies and support systems

人文学部 国際英語学科 准教授 ロバート・ドーマー

The purpose of this research is to make a significant contribution to three important area of language learning motivation and education psychology. The first is the need for more qualitative inquiry in the conceptualization and understanding of motivation in L2 learning contexts. The second is to address the lack of longitudinal studies that, through multiple points of investigation, can investigate and understand the temporal aspects of motivation for language learners throughout their undergraduate learning experience. Finally, this research project aims to constitute genuine action research insofar as the findings of this research are ultimately hoped to form actionable, concrete strategies for teacher and student support, as well as curriculum and institutional policies/changes that improve student motivation and thus learner and institutional goals.

Although it was always the intention that the research be somewhat reflexive, there have, unfortunately, had to be substantial changes to the submitted and originally intended research plan. The initially intended plan of conducting several interviews, an establishing an institutional set of motivational profiles, had to be postponed until (possibly) next academic year. However, a related and very promising opportunity was identified in the recent publication of the results of a large-scale, cross-national study of L2 motivational Role Models (Muir et al., 2021), where the broad outlines of role model types and functions was identified, and the need for more context-specific, in-depth study identified by the authors. With this opportunity in mind, I began reaching out to EFL colleagues at other universities in Japan, with a view to setting up a mixed-methods survey that included enough undergraduate EFL students from both English and non-English majors.

Activities, results, presentations, and publications to date include:

1. Drafting, translation, and piloting of motivation questionnaire.
2. Visiting two potential partner universities (Hosei University, Economics Department; Tokyo University of Agriculture, Department of General Education), setting up an L2 Role Model study to be conducted in the next academic year.

3. Publication in HJU Journal (Pending) [Designing, Implementing and Assessing a System of Reward Certificates in an L2- Content Hybrid Undergraduate Program at a Japanese Women’s University]. The latter part of this study outlines the preliminary results of a truncated version of an L2 motivation questionnaire adapted from Taguchi et al. (2009)

Due to the COVID Pandemic, I was unable to attend any conferences in the first year of this study. I will present my extended results domestically at the next available opportunity. However, I was able to have some preliminary results published, and set into motion a research project for the next academic year.

Extracts from recent (recent) publication showing key data findings:

Factor	Scores (1-6)	Taguchi et al. (Japan only)
<i>Criterion measures (1,2)</i>	4.08 (0.96)	3.29-4.26
<i>Ideal L2 Self (3,4)</i>	3.84 (1.10)	2.90-4.45
<i>Ought-to L2 Self (5,6,7)</i>	2.54 (1.2)	1.25-1.42
<i>Family influence (8, 9,10, 11)</i>	3.59 (1.29)	2.0-3.41
<i>Instrumentality- promotion (12,13,14)</i>	4.60 (1.02)	4.2-5.08
<i>Instrumentality- prevention (15,16,17)</i>	3.89 (1.03)	2.91-4.04
<i>Attitudes to learning English (18,19,20,21,22)</i>	4.6 (1.1)	3.65-4.32
<i>Cultural interest (23,24 25, 26)</i>	5.14 (0.92)	3.73-4.69
<i>Attitudes to L2 community (27,28,29,30,31,32)</i>	5.2 (1.0)	4.52-4.86
<i>Integrativeness (34,35,36,37,38,39,40)</i>	4.5 (1.01)	4.06-4.84

Table 1: Questionnaire Factor Items

References

- Muir, C., Dörnyei, Z., & Adolphs, S. (2021). Role models in language learning: Results of a large-scale international survey. *Applied Linguistics*, 42(1), 1-23.
- Taguchi, T., Magid, M., & Papi, M. (2009). 4. The L2 Motivational Self System among Japanese, Chinese and Iranian Learners of English: A Comparative Study. In *Motivation, language identity and the L2 self* (pp. 66-97). *Multilingual Matters*.

〔個人研究-一般〕

Investigating potential vocabulary-fluency relationships with lower-level Japanese L2 learners

人文学部・人間生活学部 共通教育部門 助教 ダニエル・ホフム

Background (背景)

While studies (e.g., Tavakoli & Uchihara, 2019) report the importance of relationships between oral fluency and multi-word sequences (MWSs), none have explored such relationships with lower-proficiency learners. MWSs offer an intriguing window into the emerging lexicon, arguably more so than recent fluency-vocabulary studies (e.g., Clenton et al., 2021; de Jong et al., 2012) that base findings on single-word vocabulary measures. Our first pilot study approximately replicates Clenton et al.'s (2020) study with a focus on lower-level learners. Our second pilot study attempts to shed further light on these relationships across a broader range of proficiency levels.

Research Purpose (研究の目的)

Our overall aim is to contribute to discussions on how L2 speakers' use of MWSs relates to their oral fluency. Our first pilot study aims to shed light on the extent to which MWS use relates to different aspects of speaking fluency for lower-level learners. Our second pilot study aims to illuminate the extent to which the use of two- to five-word MWSs relate to oral fluency aspects and can predict high-stakes assessment scores for higher-level learners.

Research Methods (研究方法)

Participants in our first pilot study took the same fluency tasks used in Clenton et al. (2021). Participants in our second pilot study completed seminar presentations of between 10 - 15 minutes as part of Queen Mary University of London's pre-session program. We used TAALES to calculate n-gram scores (proportion, frequency, and association) analyzed according to the Corpus of Contemporary American English. PRAAT was used to measure fluency (e.g., silent pauses), and AntConc (Anthony, 2020) was used to profile the most frequent MWSs used.

Research Progress and Results (研究経過と成果)

The findings of our first pilot study show significant relationships between aspects of oral fluency and MWS indices. In general terms, we observe that participants with more rapid speech, fewer pauses/repetitions tended to produce MWSs of higher mutual information quality. The findings of our second pilot study support Tavakoli and Uchihara, but also indicate that longer (four- and five-word) MWS usage relates to fluency. Our initial results suggest that speakers who produced two- to three-word sequences of higher quality (according to associational/collocational strength) tended to have more rapid speech and tended to achieve higher IELTS scores. Those participants who produced a larger number of longer sequences also tended to speak at a more rapid rate. We are now in the process

of increasing our sample size and planning the next steps of this project.

Publication of Research Results (研究成果の公表)

Research Papers (研究論文)

Hougham, D. G. C., Clenton, J., Uchihara, T. (manuscript in preparation). To what extent are multiword sequences associated with oral fluency among lower-level learners?: An approximate replication and extension of Tavakoli and Uchihara (2019), (共著).

Presentations (学会発表)

Hougham, D. G. C., & Clenton, J. (September, 2021) Investigating MWS-Fluency Relationships with Lower-level Japanese L2 Learners. [Conference Session], *Hiroshima Lexical Research Forum*, online (via Zoom), (Oral presentation).

Hougham, D. G. C., Clenton, J., & Uchihara, T. (March, 2022). Investigating multiword sequence and speaking fluency influences in high-stakes assessments. [Conference Session], *Language Testing Research Colloquium*, online, (Oral presentation).

Hougham, D. G. C., Clenton, J., & Uchihara, T. (March, 2022). Exploring the MWS-fluency link with lower-level Japanese L2 learners. [Conference Session], *TESOL 2022 International Convention and English Language Expo*, online, (Oral presentation).

〔個人研究—一般〕

イギリス中等教育カリキュラムの歴史的研究—アカデミズムと職業主義の対立を超えて

人間生活学部 児童教育学科 教授 中村勝美

1. 研究の目的

試験は、人の知識や技術、能力の評価・測定を行う手段として、個々の学力診断、ある集団の学業達成度の記録、一定の水準に達した証明・資格付与といった機能を有しており、とりわけ職業資格の付与や選抜機能を通じて、近代産業社会を成り立たせる主要な社会制度の一つとして発展してきた（天野, 1983）。

イギリスの中等学校修了資格試験は、外部試験(external examination)、学問的教科(academic discipline)の優位という特徴を有している。カリキュラム研究に「教師のライフヒストリー」の方法論を用いたグッドソンによれば、カリキュラムは、学校内外の様々な社会集団が交渉を繰り返した歴史的過程の所産である。本研究は、社会が急激に近代化する19世紀イギリスの中等学校と大学の接続に焦点を当て、20世紀初頭イギリスの中等学校試験とカリキュラムの特質について、学校経験を通して社会的に上昇した労働者階級個人、および教師個人や集団のアイデンティティ、利害関心、教師の生きられた経験を通して解明することを目的とする。

2. 研究方法

本研究は、「教師のライフヒストリー」の方法論により、20世紀初頭イギリスの中等学校において学問的教科の優位性が確立される歴史的過程の解明を目的とする。

19世紀後半からノーウッド報告書（1943年）が刊行された中等学校試験の成立期に焦点をあてる。そのため、インタビュー調査によるライフヒストリー・データの収集は不可能であり、自叙伝や回想録、日記等を歴史資料として用いる。

従来のカリキュラム史は教育の内容・方法面に関する研究や試験の受験者数・合格率等の量的解明、主要人物の思想的研究の枠を超えるものではなかった。本研究の特色は、カリキュラムを歴史的・社会的構築物として捉え、生徒・学生や教師たちをとりまく多面的な権力関係や交渉の歴史的過程を、個人の経験の次元、学部学科や任意団体などの集団の次元、個人と集団の関係の次元から読み解くことにある。

3. 研究経過と概要

7月までに国内外の先行研究の網羅的調査、文献の収集と整理を行い、10月以降、文献資料からカリキュラム研究史の整理、伝記資料の所在調査を行った。夏季休業中は、コロナウイルス感染症拡大による保育実習の調整、学外実習の中止に伴う学内での代替実習の実施により、研究が予定通りに進捗しなかった。

B. Burnett 他編『労働者階級の自伝：注釈付き書誌情報』をもとに、労働者階級の自伝資料について予備調査を実施し、12月、1月に資料収集の計画を立てたが、いずれもコロナ感染状況の悪化により、調査旅行は中止した。予定していた史料の収集が進まなかったため、バーミンガム大学オリバー・ロッジの生涯に焦点をあて、研究を進めた。

4. 研究成果の公表

2021年度の研究成果について、投稿申し込みを行った。なお本研究は、2年間継続する予定であったが、次年度以降は科学研究費により、教育の評価（試験）だけでなく教育の過程や方法に射程を広げ、発展させていく予定である。

Ⅲ. 2020 年度広島女学院大学学術研究助成

【研究成果報告】

[個人研究-一般]

研究代表者 マーシャル・ペック

テーマ Investing Attitudes and Strategies Towards Extensive Reading in the Digital Era

成果 1) 口頭発表等

Hougham D. G. C. & Peck, M.

To what extent can teachers promote positive learner attitudes towards reading English through the use of a digital library? *JACET Chugoku-Shikoku Fall Research Conference*, online (via Zoom). 2020.10 (Oral presentation).

Hougham, D. G. C., & Peck, M.

Promoting positive learner attitudes towards reading in English through the use of digital graded readers [Conference Session], *The 3rd JACET Summer (47th) and English Education (8th) Joint Seminar*, online (via Zoom). (Poster presentation).

研究代表者 ロバート・ドーマー

テーマ Linguistic Analysis of IPCC Climate Communication: The SR15 1.5°Special Report

成果 1) 学会誌等

Dormer, R.

Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. *Proceedings of IASTEM International Conference*, Krabi, Thailand, 05th – 06th January 2020, pp.1-10. ISSN 2326-7291.

Dormer, R.

Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. *Proceedings of the International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences*. London, February 13-14 2020. pp.1130-1138.

Dormer, R.

Language & Climate Change Discourse: the IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C. *Research & Reviews: Journal of Ecology (RRJoE)*. pp.1-10, 2020.2.

成果 2) 口頭発表等

Dorner, R.

Presentation at IASTEM - 752nd International Conference on Social Science and Humanities (ICSSH) *Language & Climate Change Discourse: The IPCC Special Report on Global Warming of 1.5°C*. Krabi, Thailand, 5th - 6th January, 2020. (Recipient of 'Best Presentation Award- Humanities).

Dorner, R.

Linguistic Analysis and Climate Change Discourse: Exploring Current Linguistic Perspectives. Presentation at ICSLS 2020: International Conference on Sociolinguistics and Language Sciences. London, February 13-14, 2020.

Dorner, R.

Linguistic Analysis of Climate Change Discourse: Mixed Methods Approaches Presentation to Graduate School of Linguistics, Dalarna University (Falun Campus). (Invitation Presentation) February 12th, 2020.

研究代表者 ダニエル・G・C ホフム

テーマ Promoting Learner Autonomy, Active Participation, and Positive Attitudes through Extensive Reading in the Digital Age.

成果 1) 口頭発表等

Hougham D. G. C. & Peck, M.

To what extent can teachers promote positive learner attitudes towards reading English through the use of a digital library? *JACET Chugoku-Shikoku Fall Research Conference*, online (via Zoom). 2020.10 (Oral presentation).

Hougham, D. G. C., & Peck, M.

Promoting positive learner attitudes towards reading in English through the use of digital graded readers [Conference Session], *The 3rd JACET Summer (47th) and English Education (8th) Joint Seminar*, online (via Zoom). (Poster presentation).

研究代表者 植西 浩一

テーマ 感性的思考を育む国語科の学習指導—漱石文学を教材にして—

成果 1) 学会誌等

植西浩一 「感性」・「感性的思考」の系統的指導と評価のために—中学校3か年を見通して—『国語教育実践理論研究会研究紀要第29号』, 国語教育実践理論研究会, 2021年4月. pp.11-16

植西浩一「観点をもって学習者の「感性的思考」を見取る」『国語教育実践理論研究会研究紀要第30号』, 国語教育実践理論研究会, 2021年12月.
pp.11-16

益地憲一監修 国語教育実践理論研究会編著 『「感性的思考」と「論理的思考」を生かした「言葉を磨き考え合う」授業づくり』, 明治図書, 2020年7月, (「感性的思考」の評価を拓く」pp.30-35, 「イメージの形成と「感性的思考」」pp.84-85を執筆).

成果 2) 学会発表等

植西浩一「「感性的思考」を見取るための評価カードの作成」, 国語教育実践理論研究会・オンライン研究会, 2020年8月8日.

植西浩一「「感性」・「感性的思考」の評価に向けての試み」, 全国大学国語教育学会第139回2020年秋期大会(オンライン), 2020年10月31日～11月1日. (紙上発表『全国大学国語教育学会 国語科教育研究 139回2020年秋期大会(オンライン)研究発表要旨集』pp.181-184)

植西浩一「学習者の思考を深めるために「感性的思考」の評価を位置付ける」国語教育実践理論研究会・オンライン研究会, 2021年8月8日.

研究代表者 檜崎 久美子

テーマ 地域における行事を軸としたESDのための教材開発

成果 1) 学会誌等

檜崎久美子、池田並穂

「地域の伝統行事衣装を含む和服文化に関する授業開発—ESDの視点も含め—」日本家庭科教育学会中国地区会『家庭や地域と連携・協働する家庭科授業 - 21世紀型スキルに向き合う - (地域から発信する生き生き実践シリーズ)』, 2020年9月, 教育図書, pp.120-125.

研究代表者 塚野 路哉

テーマ 前川國男の建築作品における屋外空間の展開

成果 1) 学会誌等

塚野 路哉 MINIMAL is MAXIMAL, 『日本建築設計学会 ADAN』, 2019, pp.4-5

塚野 路哉 *WHITE HOUSES*, Thames & Hudson, United Kingdom, 2019, pp.166-171

研究代表者 真木 利江

テーマ 沖縄平和祈念公園におけるランドスケープデザイン

成果 1) 学会誌等

(査読付き翻訳論文)

Rie Maki, Tomoko Niihata

“Landscape Design in Hiroshima Peace Memorial Park: Transition of the design by Kenzo Tange”, *Japan Architectural Review*, Translated Paper, 2020.4., pp.193-204.

成果 2) 口頭発表等

真木 利江 「復帰記念事業平和祈念公園のランドスケープデザイン」、日本建築学会大会（関東）学術講演、2020.9（『日本建築学会大会（関東）学術講演梗概集』 pp.229-230）（中止、梗概により発表扱い）。

真木 利江 「谷口吉郎による戦没者慰霊碑のランドスケープデザイン」、日本建築学会大会（東海）学術講演、2021.9（『日本建築学会大会（東海）学術講演梗概集』 pp.743-744）（オンライン）。

(招待講演)

Rie Maki, “Factory for promoting peace: Kenzo Tange and Hiroshima Peace Memorial Park”, International Symposium, The Japanese Garden Intensive Seminar Plus in Kyoto, ‘Japanese Spirit and Space’: in Times of War and Peace, Kyoto, Kyoto University of Art and Design, 2019.10.6.

[共同研究-一般]

研究代表者 渡部 佳美

テーマ 障害者の自立と社会参加を目指した特別支援学校における実践食育プログラムの開発

成果 1) 学会誌等

渡部佳美, 村上和保

「知的障害特別支援学校における卒業後の食の自立支援に向けた食に関する指導の現状」『人間生活学部紀要』第9号, 2022年3月, pp.109-117, 広島女学院大学人間生活学部。

成果 2) 学会発表等(オンライン開催／一般演題の誌上発表)

渡部佳美, 村上和保

「知的障害特別支援学校における卒業後の食の自立支援に向けた食育の現状と課題」第 68 回日本栄養改善学会学術総会, 2021 年 10 月 1 日～2 日.

IV. 2021 年度広島女学院大学学術研究助成 【交付一覧】

研究種目	研究代表者氏名	研究題目	助成期間	助成決算額
個人研究 (一般)	Robert Dormer	A longitudinal mixed methods study of L2 motivation in a Japanese undergraduate English program: developing intervention strategies and support systems.	2021-2022	111,065
	Daniel Hougham	Investigating potential vocabulary-fluency relationships with lower-level Japanese L2 learners	2021	437,132
	中村 勝美	イギリス中等教育カリキュラムの歴史的研究—アカデミズムと職業主義の対立を超えて	2021-2022	344,049
			計	892,246

V. 2021 年度科学研究費助成事業

【交付一覧】

本紙上では研究代表者への交付についてのみ報告し、研究分担者として学内外から受けた配分額については記載しない。

研究種目 審査区分	研究代表者氏名	研究題目	研究期間	直接経費 間接経費
基盤研究(B) 一般	福田 道宏	近世宮廷絵師の画系、出自的背景と宮廷社会に関する基礎研究	2020-2024	1,200,000
				360,000
基盤研究(C) 一般	澤村 雅史	キリスト教の起源—初期キリスト教におけるマタイ福音書受容史から見た一断面	2017-2021 ^{※1}	0
	小林 文香	住まい手の主体的な住み継ぎや地域環境の継承をめざした生活知共有プログラムの開発	2018-2021 ^{※1}	0
	森保 尚美	音楽鑑賞授業における舞踊の指導を応用した音楽活動モデルの開発	2018-2021	300,000
	野間 隆文	好中球分化におけるシグナル標的の同定	2019-2021	600,000
	George Higginbotham	Spoken and Written Vocabulary in Highstakes Assessments: The Impact of Lexical	2021-2023	800,000
	真木 利江	平和公園における建築とランドスケープデザインの記念表現の展開	2021-2023	240,000
	妻木 陽子	観光地での実現可能な食物アレルギー対応 ～ユニバーサルツーリズムの現状と課題～	2021-2024	900,000
	妻木 陽子	食物アレルギー対応に関する地域教育プログラムの構築～社会的ニーズの把握から～	2021-2024	120,000
若手研究(B)	妻木 陽子	食物アレルギー対応に関する地域教育プログラムの構築～社会的ニーズの把握から～	2017-2021 ^{※1}	0
若手研究	関谷 弘毅	外国語学習に与える影響メカニズムの解明と介入法の開発	2020-2022 ^{※2}	0
	石長 考二郎	ヒトの嗅覚に起因した情動変化に伴う食物嫌悪出現の特徴とメカニズム	2020-2022	1,200,000
	戸田 慧	アーネスト・ヘミングウェイの文学における「動物性愛」に関する一次資料研究	2020-2022	360,000
	砂野 唯	タンパク質の欠乏地域において食事となる酒	2020-2022	700,000
			2019-2022	210,000
			2019-2021	700,000
			2019-2021	210,000
			2019-2021	800,000
			2019-2021	240,000
計				7,600,000
直接経費・間接経費 合計				2,280,000
直接経費・間接経費 合計				9,880,000

※1 令和3(2021)年度は研究期間延長のため未使用額(繰越金)のみ使用し助成金交付なし。

※2 令和3(2021)年9月21日付けで他大学へ転出。

VI. 関係規程・内規

広島女学院大学総合研究所規程 2031～2032-1-

広島女学院大学公倫理審査委員会規程 2091～2091-3-

広島女学院大学利益相反管理指針 2092～2092-2-

広島女学院大学利益相反管理施行細則 2092-1-1-

広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針 2092-2-1～2092-2-4

広島女学院大学学術研究助成規程 2501～2505

広島女学院大学学術研究助成規程細則 2507

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程 2521～2522

広島女学院大学学会特別助成規程細則 2531～2532

広島女学院大学特別専任研究員規程 2541～2542

広島女学院大学における科学研究費補助金に関する規定 2551～2554

広島女学院大学受託研究規程 2561～2562

広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程 2571～2574

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

広島女学院大学総合研究所規程

1992. 10. 7 制 定
1993. 12. 17 改 正
1999. 1. 7 " "
1999. 3. 2 " "
2001. 5. 7 " "
2007. 4. 1 " "
2015. 3. 3 " "
2015. 10. 6 " "
2018. 3. 13 " "

(名 称)

第1条 広島女学院大学学則第49条に基づいて、本学に研究所を置き、広島女学院大学総合研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第2条 研究所は、広く人文・社会・自然の諸領域にわたる専門の学術理論及び応用に関する総合的な研究を行い、学術・文化の創造と発展に貢献すると共に地域社会の進展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 研究所は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 理論的研究・実態調査研究及び実験研究
- (2) 調査・研究のために必要な資料の収集・整理
- (3) 研究発表及び研究報告書の編集・刊行
- (4) 大学論集の編集・発行
- (5) 国内外の大学及び研究機関との交流
- (6) 調査・研究の受託
- (7) 広島女学院大学学術研究助成費の運営・管理
- (8) 科学研究費補助金等公的研究費の運営・管理
- (9) その他研究所委員会で必要と認めた事業

(研究部門)

第4条 研究所は、研究活動の推進をはかるため、人文・社会・自然科学の諸部門を設ける。

(組 織)

第5条 研究所に所長、研究所員、研究員及び事務職員を置く。

2 研究所に専任研究員を置くことができる。

(所 長)

第6条 所長は学長に直属し、学長が全学教授会の議を経て専任教員の中から任命する。

2 所長は研究所の業務を統括し、研究所を代表する。

3 所長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(研究所員)

第7条 本学の専任教員は、すべて研究所員となる。

(研究員)

第8条 研究員は、専任研究員、兼任研究員、客員研究員とする。

2 専任研究員は、別に定める規程により研究所委員会の選考に基づき、大学評議会の議を経て、学長が任命する。

ただし、所長が必要と認めた場合、その推薦による特別専任研究員を置くことができる。特別専任研究員については別に定める。

3 専任研究員の身分は、前項ただし書きによるものをのぞき、教授、准教授、専任講師、助教とする。

4 兼任研究員は、各学部専任教員のうち、研究所委員会の推薦と所属長の承認を経て学長が委嘱する。

5 客員研究員は、研究所委員会の推薦に基づき、学長が委嘱する。

(事務職員)

第9条 事務職員は、第3条各号に関する事務を処理する。ただし、第6号の事務については別に定める規程、取扱内規によるものとする。

(研究所委員会)

第10条 研究所に研究所委員会を置く。

2 研究所委員会は、研究の計画、実施及び予算、決算、研究所の運営に関する重要事項について審議する。

3 研究所委員会は所長、専任研究員、総合研究所事務課長、学科長（国際教養学科は学科主任）によって構成される。

4 研究所委員会は所長が招集し、その議長となる。

5 研究所委員会の委員の任期は、所長を除き1年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定して、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第8号及び第10条第3項を改正し、第3条第5号及び第9号、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第3条第4号を削除し以下1号繰り上げ、第9条を改正して、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第6条、第10条及び第11条を改正して、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学倫理審査委員会規程

2015. 5. 13 制定

2016. 4. 5 改正

2018. 3. 13 //

2019. 4. 9 //

(目 的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする研究について、広島女学院大学「人を対象とする医学系研究」に関する倫理指針、及び広島女学院大学利益相反管理指針に沿って、人間の尊重及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるよう、学長の命を受けて研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関する必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に審議結果を上申することを目的とする。

(審議の対象)

第2条 広島女学院大学倫理審査委員会（以下「委員会」という。）が審議する内容は、人を対象とする研究（以下「研究」という。）とする。

(委員会の役割・責務等)

第3条 本学の委員会は、倫理的及び科学的な観点から中立的かつ公正に調査・審議し、学長に文書により上申する。特に、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究で介入を行うものについて、問題と思われる場合は、研究計画の変更または研究の中止に関し必要な意見を上申することができる。

2 委員会は次の各号に掲げる事項を調査・審議する。

- (1) 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕
- (2) 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報の保護、情報の保管など）
- (3) 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査
- (4) 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査
- (5) その他、学長より指示のあった研究内容に関する事項

3 委員及び事務に従事した者は、その業務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後も同様とする。

(委員会の組織)

第4条 委員会は委員5名以上で構成し、次の要件のすべてを満たす委員で構成されなくてはならない。なお(1)～(3)にあげる委員は、それぞれ他を同時に兼ねることはできない。

- (1) 医学・医療の専門家等，自然科学の有識者が含まれていること。
 - (2) 倫理学・法律学の専門家等，人文・社会科学の有識者が含まれていること。
 - (3) 研究対象者の観点を含めて一般の立場から意見を述べることのできる者が含まれていること。
 - (4) 本学に所属しない者が含まれていること。
 - (5) 男女両性で構成されていること。
 - (6) 委員会は審査の対象や内容等に応じて，有識者に意見を求めることができること。
 - (7) 委員名簿は本学のホームページで公表すること。
- 2 委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，委員に欠員を生じたときは，これを補充しその任期は前任者の残任期間とする。
 - 3 委員会に委員長を置き，委員の互選によって定める。
 - 4 委員長に事故があるとき，または委員長の職務が執行できない場合は，委員長が予め指名した委員がその職務を代理する。
 - 5 委員が審査を依頼した場合は，その委員が委員会の審議及び意見の決定に同席してはならない。その場合，委員が5名に満たない場合には，委員長が委員代理を決定して補充する。
 - 6 委員会の事務は総合研究所に置く。

(委員会の招集と議事)

第5条 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。

- 2 委員会は年2回、9月と3月に開催し、原則として9月は迅速審査、3月は定例審査を行うこととする。
- 3 委員会は委員の3分の2以上が出席し、かつ第4条第1項第2号および3号の委員が出席しなければ開くことができない。
- 4 申請者は委員会から求められた場合には，委員会に出席し，申請内容等を説明すると共に意見を述べることができる。
- 5 審査の判定は出席委員の3分の2以上の多数により決するものとし，次の各号に掲げる表示により行い，学長に提出する。
 - (1) 非該当と思われる
 - (2) 承認すべき

- (3) 条件付承認すべき（一部修正が必要である）
- (4) 変更の勧告が必要と思われる
- (5) 不承認すべき

（申請手続及び判定の提案）

第 6 条 審査を申請しようとする者は倫理審査申請書および利益相反申告書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。また、迅速審査を希望する者は迅速審査依頼書を提出することとする。

2 委員長は審査終了後速やかにその判定を学長に提案しなくてはならない。

3 前項の通知をするにあたっては、審査の判定が第 5 条第 4 項第 3 号、第 4 号又は第 5 号である場合は、その条件又は変更・不承認の理由等を記載しなければならない。

（迅速審査）

第 7 条 申請者より迅速審査依頼書の提出があり、委員長が迅速審査に該当すると判断した場合は、当該委員会が指名する委員による審査（以下「迅速審査」という。）を行い、学長に審査結果を上申することができる。なお、迅速審査の結果は委員会の意見として取り扱うものとし、当該審査結果は全ての委員に報告されなければならない。

2 迅速審査手続きによる審査に委ねることができる事項は以下の通りとする。

- (1) 他の研究機関と共同して実施される研究であって、すでに当該研究の全体について、共同研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査。
- (2) 研究計画書の軽微な変更に関する審査
- (3) 侵襲を伴わない研究であって、介入を行わないものに関する審査
- (4) 軽微な侵襲を伴う研究であって、介入を行わないものに関する審査

なお、迅速審査の申請者は迅速審査依頼書に必要事項を記載し、委員長に提出しなければならない。

（審査資料の保管）

第 8 条 委員会で審査を行った研究に関する審査資料は、当該研究の終了について報告された日から 5 年を経過した日まで保管する。

第 9 条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

- 附 則
1 本規程は、2015年5月13日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第7条を改正し2016年4月1日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第9条を改正し2018年4月1日から施行する。
- 附 則
1 本規程は、第5条を改正し2019年4月9日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理施行細則

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）に基づき、利益相反の申告すべき事項について、以下のとおり定める。

1 自己申告の内容

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職が、1つの企業・団体あたりからの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ② 株式の保有については1つの企業について1年間の株式による利益（配当、売却益の総和）が年間50万円以上の場合、あるいは当該全株式の5%以上を所有する場合は申告する。
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料が、1つの特許権使用料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた報酬（講演料など）が、1つの企業・団体からの報酬額が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った原稿料が、1つの企業・団体からの原稿料が年間50万円以上の場合は申告する。
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費が、1つの研究に対して支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。奨学寄附金についても、1つの企業・団体から1名の研究代表者に支払われた総額が年間100万円以上の場合は申告する。

附 則

- 1 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。
- 2 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学 利益相反管理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

1 趣旨

人を対象とする医学系研究は、医学・健康科学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持・増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展に資する重要な基盤である。研究を充実させ持続するためには、大学の教職員が学外の企業・団体と連携活動等（共同研究、受託研究等）を行うこともある。しかしその場合、連携先との間に経済的な利益（役員就任や株式保有、あるいは多額の報酬等）が発生することも考えられる。企業との経済的利益関係それ自体が否定的に評価されるべきものではないが、研究本来の真理探究の目的に弊害が生じる可能性や、弊害が生じているかのごとく疑われる可能性もあり、研究者は自らの中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことが求められている。

この広島女学院大学利益相反管理指針（以下「管理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする医学系研究の実施にあたり、利益相反の状況について自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たす内容を定めたものである。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成 26 年 12 月 22 日 文部科学省・厚生労働省告示第 3 号）」の趣旨に沿って制定する。

3 利益相反開示の目的

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、自らの社会的信頼を確保するために、本学が定める基準（施行細則）に従って、利益相反の状況について別紙様式第 1 にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たすことを目的とする。

4 定義

本学における利益相反とは、「個人としての利益相反」を意味する。

真理探究を目的とした研究ならびに高等教育を行う大学と、営利追求を目的とした活動を行う企業・団体との間で、その目的や役割が違うことから、教職員が企業・団体との関係で有する利益と、教職員の大学における責任とが衝突する状況が生じることがある。このような状況を「個人としての利益相反」といい、本学の利益相反の定義とする。

5 責任体制

利益相反の管理を適正に行うための責任体制を、「利益相反管理指針」に基づき、次のとおりとする。

5.1 組織

本学の管理指針を適正に実施・監督できるようにするため、次の組織とする。

① 管理指針の運用責任者は、学長とする。

② 学長は本学の管理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。

③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように、中立的かつ公平に評価する機関としての倫理審査委員会の意見を尊重する。

④ 利益相反の自己申告に記載された内容については、申告者本人が責任を負うものとする。

5. 2 責務

① 学長の責務

ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し、研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない。

イ 学長は研究者の利益相反の自己申告について、虚偽の事実または虚偽の情報について報告を受けた場合には、必要に応じて倫理審査委員会に意見を求め、その意見を尊重するとともに、必要に応じて速やかに、研究の停止、研究発表や論文発表の中止、研究者の処分等、適切な対応をとらなければならない。

② 研究者等の責務

ア 研究者等は個人の責任において、利益相反の状況について別紙様式第1にて自主的に開示（自己申告）し、中立性と透明性を維持し、社会への説明責任を果たさなければならない。

イ 研究者等は、医薬品又は医療機械の有効性又は安全性に関する研究等、商業活動に関連し得る研究を実施する場合には、当該研究に係る利益相反の状況を研究計画書に記載しなければならない。また、その場合は、インフォームド・コンセントを受ける手続きにおいて、利益相反の状況を研究対象者等に説明しなければならない。

ウ 研究者等は、自己申告した利益相反の状況において、申告漏れや申告間違いがあった場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、本学の管理指針を適正に運用するため、中立的かつ公平に評価し、問題があると疑われる場合には、学長に審議結果を上申することができる。

6 自己申告の内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職

② エクイティ（株式、出資金、ストックオプション、受益権など）の保有の有無

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許使用料

④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労働に対して支払われた一定額以上の報酬（講演料など）

⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレット等の執筆に対して支払った一定額以上の原稿料

⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する一定額以上の研究費

なお、利益相反の申告すべき事項の詳細は、広島女学院大学利益相反管理施行細則にて定める。

7 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

8 自己申告書の管理

利益相反の自己申告書および自己申告に関連して作成された文章は、倫理審査委員会の資料として、個人情報保護の管理に置かれ、審査資料は当該研究の終了について報告された日から5年を経過した日まで保管する。

なお、利益相反に関する情報は、必要があれば開示の可否、範囲、方法等を検討するが、個人情報が含まれているため、開示にあたっては申告者と事前に相談する。

9 施行細則の制定

利益相反に関して開示・公開すべき内容の詳細は、現段階においては社会的に開示基準が確立されていない。そのため、本学の利益相反管理指針では施行細則を制定し、開示する対象や内容の範囲について、関係学会の内容を参考にして、制定する。

10 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学「人を対象とする生命科学・医学系研究」に関する倫理指針

2015. 5. 13 制定

2018. 3. 13 改正

2021. 6. 1 改正

1 趣旨

人を対象とする生命科学・医学系研究は、生命科学・医学及び医療技術の進展を通じて、国民の健康の保持増進並びに患者の傷病からの回復及び生活の質の向上に大きく貢献し、人類の健康及び福祉の発展や新しい産業の育成等に重要な役割を果たしている。これらの研究基盤や研究そのものは、今後も持続的に発展が求められるものである。その一方で、人を対象とする生命科学・医学系研究は、研究対象者の身体及び精神又は社会に対して大きな影響を与え、診療及び医療サービスの変化をもたらし、新たな倫理的、法的又は社会的課題を招く可能性がある。研究対象者の福利は、科学的及び社会的な成果よりも優先されなければならない。人間の尊厳及び人権は普遍のものとして守られなければならない。

この広島女学院大学「人を対象とする生命科学・医学系研究」に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）は広島女学院大学（以下「本学」という。）における教職員が行う人を対象とする生命科学・医学系研究の実施にあたり、遵守すべき事項を定めたものである。また、研究責任者は研究実施前に研究計画書等を作成し、内容の適否を倫理審査委員会に申請し、学長の許可を受けて研究を適正に実施しなくてはならない。

2 根拠

本学の倫理指針は、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和3年3月23日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）」の趣旨に沿って制定する。

3 目的及び基本方針

本学の教職員が人を対象とする医学系研究（以下「研究」という。）を行うにあたり、研究対象者の人間の尊厳及び人権が守られ、研究の適正な推進が図られるようにすることを目的として、次に掲げる事項を基本方針とする。

- ① 社会的及び学術的な意義を有する研究の実施
- ② 研究分野の特性に応じた科学的合理性の確保
- ③ 研究対象者への負担並びに予測されるリスク及び利益の総合的評価
- ④ 独立かつ公正な立場に立った倫理審査委員会による審査
- ⑤ 事前の十分な説明及び研究対象者の自由意思による同意
- ⑥ 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- ⑦ 個人情報等の保護
- ⑧ 研究の質及び透明性の確保

4 定義

人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「研究」という。）とは、人を対象として、次のア又はイを目的として実施される活動をいう。

ア 次の①，②，③又は④を通じて，国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。

- ① 傷病の成因（健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれらに影響を与える要因を含む。）の理解
- ② 病態の理解
- ③ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証
- ④ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証

イ 人由来の試料・情報を用いて，ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の変異又は発現に関する知識を得ること。

5 責任体制

研究に関する倫理指針を適正に行うための責任体制を，「広島女学院大学『人を対象とする生命科学・医学系研究』に関する倫理指針」に基づき，次のとおりとする。

5.1 組織

本学の倫理指針を適正に実施・監督できるようにするため，次の組織とする。

- ① 研究機関の長は，学長とする。
- ② 学長は本学の倫理指針に定める権限を総合研究所長に委任することができる。
- ③ 学長は本学の倫理指針が適正に実施されるように，中立的かつ公平に評価する機関として倫理審査委員会を設置する（広島女学院大学倫理審査委員会規程は別に定める）。また，倫理審査委員会の事務は総合研究所に置く。

5.2 責務

① 学長の責務

ア 学長は倫理審査委員会の意見を尊重し，研究の実施の許可又は不許可を決定しなければならない（文書により研究者に通知する）。

イ 学長は実施を許可した研究について，適正に実施されるよう必要な監督を行うことについての責任を負うものとする。

② 研究者等の責務

ア 研究者等は，研究対象者の生命，健康及び人権を尊重して，研究を実施しなければならない。

イ 研究者等は，法令，指針等を遵守し，当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び学長の許可を受けた研究計画書に従って，適切に研究を実施しなければならない。

ウ 研究者等は，研究実施前に研究計画書〔インフォームド・コンセント（説明と同意），個人情報保護，情報の保管，利益相反等〕を作成して倫理審査委員会に審査申請し，学長の許可を得て研究を適正に実施しなくてはならない。なお，侵襲を伴わない研究の場合は，必ずしも文章によるインフォームド・コンセントを受けることを要しないが，文章によりインフォームド・コンセントを受けない場合には，口頭によりインフォームド・コンセントを受け，説明の方法，内容並びに受けた同意の内容に関する記録を作成しなくてはならない。

エ 研究者等は，許可された研究計画書に基づき，原則として被験者に対しインフォームド・コンセント

を実施しなくてはならない。なお、インフォームド・コンセントの実施にあたり、研究対象者が未成年者、または成年であってもインフォームド・コンセントを与える能力を欠くと客観的に判断される場合は、代諾者に実施しなくてはならない。なお、その場合においても、研究対象者本人にも理解力に応じた分かりやすい説明を行う努力をしなければならない。

オ 研究者等は、研究対象者等及びその関係者からの相談、問合せ、苦情等に適切かつ迅速に対応しなければならない。

カ 研究者等は、研究の実施に携わる上で知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。研究の実施に携わらなくなった後も、同様とする。

キ 研究者等は、地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究を実施する場合には、研究対象者等及び当該地域住民等を対象に、研究の内容及び意義について説明し、研究に対する理解を得るように努めなければならない。

ク 研究者等は、研究に関連する情報の漏えいや有害事象等、研究対象者等の人権を尊重する観点又は研究の実施上の観点から重大な懸念が生じた場合には、速やかに学長に報告しなければならない。

③ 倫理審査委員会

倫理審査委員会は学長の命を受け、研究の実施又は継続の適否、その他の研究に関して必要な事項について、倫理的及び科学的な観点から調査・審議し、学長に審議結果を上申することができる。倫理審査委員会では主に次のことを調査・審議する。

ア 研究の目的および研究計画内容の妥当性の審査〔想定される個人への不利益及び危険性と学術上の予測（貢献度）〕

イ 研究における倫理的配慮の妥当性の審査（インフォームド・コンセント、個人情報保護、情報の保管など）

ウ 社会的信頼を確保するための研究者と研究内容との利益相反の審査

エ 研究開始後のモニタリング及び監査に関する調査

6 研究者の異議の申し立て

研究者は研究の不承認または一部修正の決定に対し、それらの決定に不服があるときは、その通知があった日から起算して2週間以内に、書面により学長に対して異議を申し立てることができる。

7 大臣等への報告

学長は本学が実施している又は過去に実施した研究について、基本指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聞き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を厚生労働大臣及び文部科学大臣に報告し、公表しなければならない。

8 研究に関する登録・公表

研究責任者は、介入を行う研究について、原則として国立大学附属病院長会議、一般財団法人日本医薬情報センター又は公益社団法人日本医師会が設置している公開データベースに、当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならない。また研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければならない。ただし、研究対象者等及び関係者の人権又は研究者等及びその関係者の権利利益の保護のために非公開とすることが必要な場合は、この限りでない。

9 教育・研修

学長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

10 この規程に定めのない事項については、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針(令和3年3月23日文科科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)」に則り、適切に対応するものとする。

11 規程の改廃

本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2015年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、附則1を10規程の改廃とし、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、題名、第1条、第2条、第4条、第5条第1項、第5条第2項、第10条を改正、第1条を挿入し、2021年6月1日から施行する。

広島女学院大学学術研究助成規程

1994. 1. 31	制 定	2008. 3. 4	改 正
1994. 11. 7	改 正	2008. 7. 1	〃
1995. 10. 2	〃	2010. 12. 7	〃
1997. 3. 11	〃	2012. 6. 12	〃
1999. 3. 2	〃	2014. 5. 13	〃
2000. 3. 7	〃	2014. 5. 13	〃
2001. 3. 27	〃	2015. 3. 3	〃
2002. 1. 8	〃	2016. 7. 5	〃
2002. 10. 8	〃	2018. 3. 13	〃
2004. 10. 5	〃		
2007. 2. 6	〃		

第1章 総 則

(制度の趣旨)

第1条 広島女学院大学における学術研究を奨励し、研究の促進に寄与するため「広島女学院大学学術研究助成」(以下「研究助成」という。)を設ける。研究助成の取扱については、本規程の定めるところによる。

(研究助成の種類)

第2条 研究助成には、(1) 個人研究 (2) 共同研究(3) 学術図書出版助成の3種目を置き、その他必要に応じて学会特別助成を行い、学会特別助成については細則を別に定める。

(助成目的と助成対象)

第3条 各種目の助成目的と対象は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は、個人の研究の奨励を目的とし、教員が個人で進める研究計画を助成する。
- (2) 共同研究は、共同で行う研究の奨励を目的とし、教員が共同で進める研究計画を助成する。
- (3) 学術図書出版助成は、研究成果刊行の奨励を目的とし、個人又は学内者の共著の刊行を助成する。なお、本学専任教員の申請に限り、本学院(高等学校・中学校・幼稚園)専任教員との共著も含むものとする。

(助成額と助成期間)

第4条 各種目の1件ごとの助成額及び助成期間は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究においては1年から2年で、単年度50万円以下。総額100万円以下。
- (2) 共同研究においては1年から2年で、単年度100万円以下。総額200万円以下。

- (3) 学術図書出版助成においては、助成年度の2月末日までに刊行するもので100万円以下。

第2章 申 請

(研究助成の申請)

第5条 各年度の研究助成の申請は、図書出版助成は助成年度9月5日(休日に当たる場合はその翌日)、それ以外の助成については前年度3月末日までとする。

第6条 研究助成の申請があった時は、第7条に定める申請資格及び第8条に定める申請要件を満たしている場合、これを受理する。

(申請資格)

第7条 各種目の申請資格は以下のとおりとする。

- (1) 個人研究は本学専任教員(任期付教員を含む)個人
 - (2) 共同研究は本学専任教員(任期付教員を含む)のグループ
 - (3) 学術図書出版助成は本学専任教員(任期付教員を含む)
- 2 研究代表者は、同一種目について複数の申請をすることはできないものとする。
- 3 継続研究の継続期間中、研究代表者は学術図書出版助成と学会特別助成以外の申請はできない。

(申請の要件)

第8条 学術図書出版助成については、助成年度の9月末までに入稿でき、2月末日までに刊行を完了する見込みが確実でないものは申請できないものとする。

第3章 審 査 と 決 定

(審査委員会の設置)

第9条 各年度の研究助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第10条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
 - (2) 各学科長(国際教養学科を除く)
 - (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員
- 2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査対象からの除外)

第11条 申請があったもののうち、研究代表者として他の公的助成金等の受給が確定したものについては、これを審査対象から除外する。

(適格要件及び審査基準)

第12条 審査委員会は、提出された申請書類に基づいて審査する。

2 審査は以下の適格要件について判断する。

- (1) 申請に関する要件及び重複に関する事項
- (2) 過年度における報告義務の履行状況

3 審査は以下の項目について行う。

- (1) 研究目的、学問上の必要性の明確さ
- (2) 研究計画の具体性及び申請経費との整合性
- (3) 研究計画全般の総合的判断
- (4) 近年の業績状況
- (5) 出版助成については完成原稿

(決定)

第13条 基準に達したものが多数の場合は、審査委員会において、種目により前条3項目及び本学助成の受給状況などを総合的に判断して順位を付ける。

2 研究助成の各種目の採択件数及び採否は審査委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長が決定する。

(採択の通知)

第14条 研究助成の決定が行われた場合、速やかに採否を申請者に通知するものとする。

第4章 助成金の執行

(研究計画の変更及び辞退)

第15条 研究助成の採択後に研究計画の変更が生じた場合、軽微な変更を除いて速やかに研究計画変更承認申請書を研究所に提出しなければならない。

2 採択後に本助成を辞退する場合は、速やかに届けるものとする。

(助成の停止)

第16条 研究計画に変更があるにもかかわらず、研究計画変更承認申請書の提出がなかった場合は、研究助成の執行を停止し、返還を求めることもある。

(研究費の執行)

第17条 研究助成の執行は研究計画に基づき、交付決定通知以降の支出とし、当該年度2月末までに完了しなければならない。個人研究、共同研究においては、併せて決算報告書を提出するものとする。ただし個人研究、共同研究における継続研究の場合は事前に許可を得て4月1日以降支出することができる。

2 2月末以降の執行は、これを認めないものとする。

(助成金の支出範囲)

第18条 各種目の支出範囲は別表のとおりとする。

第5章 受給者の義務

(研究計画に基づく執行)

第19条 受給者は、審査時に提出した研究計画に基づき、誠実に研究を遂行しなければならない。

(研究成果の発表・提出)

第20条 個人研究、共同研究については、各年度末までに所定の概要報告書を提出しなければならない。また、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならない。学術雑誌以外での成果の発表については別に定める。

2 学術図書出版については、助成年度内に刊行成果5冊を提出しなければならない。出版する図書のまえがき若しくはあとがきに「広島女学院大学学術研究助成制度」による出版物である旨を明記するものとする。

(業務違反)

第21条 本章に定める義務が遵守されなかった場合、助成を受けた者は当該年度を除き3年間、本学術研究助成に申請する資格を有しないものとする。

(研究費の監査)

第22条 個人研究、共同研究においては、毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査および実査を受けなければならない。

第6章 その他

(研究助成の事務)

第23条 本規程に定める研究助成の事務は、総合研究所事務課が担当する。

(規程の改廃)

第24条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は、2009年4月1日から施行する。
- 2 本規程についての細則は別に定める。

附 則

- 1 本規程は、第7条第2項及び第11条を改正、第7条第4項を削除し、2011年3月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条第1項第3号及び4号を改正し、2012年6月12日から施行

する。

附 則

- 1 本規程は第22条を第23条とし、以下1条ずつ繰り下げ、第21条の次に第22条を加えて2014年5月13日から実施する。

附 則

- 1 本規程は第24条を加え、第2条、及び第7条第1項第1号から第3号及び第3項、及び第12条第3項第4号、及び第13条第1項及び第2項を改正する。
- 2 本規程は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則の2を削り同3を1とし2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第5条及び第8条を改正、第12条第3項に第5号を追加して、2017年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第10条及び第24条を改正し、2018年4月1日から施行する。

別表 各種目の支出

種 目	支出範囲	支出できないもの
個人研究 共同研究	設備備品費（消耗図書を含む） 消耗品費（複写費を含む） 旅費*（グリーン料金を除く） 謝金 その他（通信費・印刷製本費 その他必要と認めるもの） 研究計画に必要な学会出席旅費・ 参加費	研究メンバーに対する謝金 その他研究に関連のない経費
学術図書出版 助 成	直接出版経費（組版代・製版代・ 印刷代・用紙代・製本代）	編集・校正・特製本等の諸費

*継続して30日程度の国外旅費の場合は、当該年度の休暇期間中に行うものとする。
ただし、短期間の場合はこの限りではない。

広島女学院大学学術研究助成規程細則

1995. 12. 11	制 定	2015. 3. 3	改 正
1996. 12. 3	改 正	2017. 11. 7	〃
1999. 3. 2	〃	2018. 3. 13	〃
2002. 1. 8	〃	2019. 2. 5	〃
2008. 7. 1	〃		

(申 請)

第1条 物品購入にあたっては、単価又はセット価格が3万円以上のものは「広島女学院大学学術研究助成物品購入申請書」と見積書を提出する。(図書資料を除く)

2 当初の申請に変更のない場合に限り、継続研究の継続申請は不要とする。

(審査と決定)

第2条 継続研究の助成額については、年度毎に総合研究所における審査委員会で審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第3条 継続研究の予算の執行は年度毎とする。

2 図書館資料については、「広島女学院図書館資料管理規程」による。

(受給者の義務)

第4条 成果の発表については、芸術系の研究の場合芸術活動の記録及び作品を成果とみなすことが出来る。

(軽微な変更の範囲)

第5条 研究方法の変更、分担者の変更、役割分担の変更、単価及びセット価格が5万円未満の使用内訳の変更は軽微な変更とし、研究代表者の判断に委ねる。各費目の使用内訳の変更が5万円以上の場合は事前に審査委員会の承認を得て支出する。

(細則の改廃)

第6条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

1 本細則に第6条を加える。

2 2009年4月1日から施行された改正内規の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 2015年4月1日から施行された改正内規の第1条、第3条、第5条を改正し、2017

年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第6条を改正し、2018年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は第1条、第5条を改正し、2019年4月1日から施行する。

広島女学院大学「論集」執筆・編集規程

1975.	2.	施行
1989.	12. 20	改正
1992.	7. 31	〃
1993.	11. 17	〃
1997.	1. 7	〃
1998.	12. 16	〃
1999.	3. 2	〃
2005.	11. 9	〃
2007.	4. 1	〃
2011.	4. 12	〃
2015.	3. 3	〃
2018.	3. 13	〃

第1条 本論集には、専門学術に関する未刊行の論文を掲載する。

第2条 寄稿者は、本学の教授、准教授、専任講師、助教とする。ただし、共同執筆者については、寄稿者が共同執筆者として推薦し、総合研究所委員会が認めた者とする。

第3条 論集の編集及び発行の責任は、総合研究所委員会がこれを負う。

第4条 論集の発行代表者は学長、編集代表者は総合研究所長とする。編集委員は総合研究所委員がその任にあたる。

第5条 論文の内容及び掲載の可否に関する判断は、総合研究所事務課による書面点検及び委員会での審議により行い、その結果を寄稿者に通知する。

2 掲載不可と判断された論文の寄稿者に対しては、その理由を結果とともに通知する。

3 編集の都合上、論文の形式等について寄稿者に変更を求めることがある。

4 入稿後の大幅な変更及び取り下げについては、理由を明らかにして委員会に諮る。寄稿者に対して、当該年度を除き2年間の寄稿を停止するものとする。

第6条 寄稿者は、論文の寄稿時に、不正行為を行わない旨の「広島女学院大学論集への寄稿にあたっての誓約書」を学長及び所長あてに提出しなければならない。

第7条 論集の発行時期、論文の長さ及び体裁、論文の提出期限、校正等に関する編集方式については委員会に一任する。

第8条 委員会は必要に応じてその他の教職員の出席を求めることができる。

第9条 本論集に掲載された論文の著作権は著者に帰属するものとする。ただし、広島女学院大学は本誌に掲載された論文を電子化、または複製の形態などで公開する権利を有するものとする。

第10条 不正行為に関する事項については、本学規程第442号「不正行為に係る告発の処理に関する規程」に則り、適切に対応するものとする。

第11条 本規程の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本規程は2007年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第4条及び第5条を改正し2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程に第2条、第3条、第5条第1項及び第4項及び第7条を改正し、第5条第2項及び第3項、第6条及び第10条、第11条を加える。
- 2 本規程は2007年4月1日から施行された改定規程の附則1を削り、同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学学会特別助成規程細則

2001.	3.	27	制 定
2008.	7.	1	改 正
2012.	6.	12	〃
2013.	1.	15	〃
2014.	5.	13	〃
2015.	3.	3	〃
2018.	3.	13	〃

(目 的)

第1条 全国規模の学会で、本学院を会場として開催し、運営費の一部を助成することにより、本学の学術的広報活動に寄与できるものを対象とする。

(申 請)

第2条 学会特別助成の申請は助成の前年度3月末日までとする。

(助成額と助成期間)

第3条 当該年度開催される学会に対して1件20万円程度とする。

(申請資格)

第4条 学会特別助成は本学専任教員が申請するものとする。

(審査委員会の設置)

第5条 学会特別助成の審査及び配分額を諮問するために総合研究所委員会のもとに審査委員会を置く。

(審査委員会の構成)

第6条 審査委員会は次の委員をもって構成する。

- (1) 総合研究所長
- (2) 各学科長 (国際教養学科を除く)
- (3) その他審査委員会が委嘱する専門委員

2 審査委員会には委員長を置き、総合研究所長がこれにあたる。

(審査と決定)

第7条 学会特別助成については、提出された申請書類に基づいて審査委員会が審査して大学評議会に諮り、学長が決定する。

(助成金の執行)

第8条 学会特別助成の執行は、当該年度2月末日までに完了しなければならない。

(受給者の義務)

第9条 助成年度末までに、学会終了報告書(会計報告を含む。)を提出しなければならない。

第10条 毎年9月末に前年度受給した助成金の執行について、本学内部監査室が行う監査及び実査を受けなければならない。

(規程の改廃)

第11条 本細則の改廃は、委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1 本細則は、2009年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、第6条を改正し2012年6月12日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、第10条を加えて2014年5月13日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、第11条を加え、第7条を改正する。
- 2 本細則は、2009年4月1日から施行された改正規程の附則2を削って2015年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本細則は、第6条及び第11条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学特別専任研究員規程

2001. 6. 19 制 定
2004. 3. 2 改 正
2015. 3. 3 " "
2018. 3. 13 " "

(目 的)

第1条 本学大学院博士後期課程の修了者で、優秀な能力を持った人物の研究を継続・促進するため、総合研究所に特別専任研究員(以下「研究員」という。)を置く。

(資 格)

第2条 本学大学院博士後期課程の修了者で、引き続き研究活動を継続して行うことができ、研究科委員会より推薦された者とする。

(定 員)

第3条 原則として定員は1名とする。

(任 期)

第4条 研究員の任期は1期1年通算2年とする。ただし、総合研究所委員会が認めた場合はさらに1年に限り延長することができる。

(申 請)

第5条 研究員となる前年度の3月末までに研究計画書を指導教授のもとで作成し、総合研究所に提出する。

(審査と決定)

第6条 総合研究所委員会の審査を経て大学評議会に諮り、学長が決定して任命する。

給与については別に定める。

(研究活動)

第7条 研究員は指導教授のもとで研究活動を行う。ただし、研究活動が不可能になった場合は、その旨を速やかに総合研究所長に申し出なければならない。

(義 務)

第8条 研究員は研究の概要報告を、研究初年度末までに総合研究所に提出しなければならない。また、研究活動終了の年度末までに研究成果を学術雑誌等に発表し、総合研究所に報告しなければならない。

2 研究員は総合研究所長の命による義務を担うものとする。業務内容については別に定める。

3 本条に定める義務が遵守されなかった場合、研究員の資格を失うものとする。

(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会及び研究科委員会に報告する。

附 則

1 本規程は、2004年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第6条を改正し、第9条を加える。

2 2004年4月1日から施行された改正規程の附則2を削り、2015年4月1日から施行する。

附 則

1 本規程は、第9条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程

2008.1.8 制定

2013.1.15 改正

2015.3.3 //

2018.3.13 //

2022.1.18 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における文部科学省（以下「文科省」という。）及び日本学術振興会が交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金（以下「科研費」という。）の運営・管理を事務組織規程第22条に基づき、総合研究所事務課（以下「総合研」という。）で行うこと及びその内容について定める。

(根拠)

第2条 科研費の運営・管理については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（法律第179号）」「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（政令第255号）」「科学研究費補助金取扱規程（文部省告示第110号）」「独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究等）取扱要領（規程第17号）」「文科省研究者使用ルール（補助条件）」「学振研究者使用ルール（補助条件）」及び本学の諸規則等の他、別に定めのない限りこの規程による。

(責任体系)

第3条 科研費に関する運営・管理を適正に行うための責任体系を「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）」（以下「公的研究費のガイドライン」という。）に基づき、次のとおりとする。

- (1) 科研費について最終責任を負う最高管理責任者は学長とする。
- (2) 科研費について、最高管理責任者を補佐し実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、総合研究所長とする。
- (3) 科研費について、実質的な責任者としてのコンプライアンス推進責任者は、学科長とする。

2 各責任者の具体的な責務については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年2月3日学長裁定）に定める。

3 コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、必要に応じて副責任者を任命することができる。副責任者は原則として総合研究所委員会の構成員から選ばれるものとし、コンプライアンス推進責任者の指示の下に業務を行う。

(総合研で行う業務)

第4条 総合研は、科研費について次の業務を行う。

- (1) 科研費研究者名簿（以下「研究者名簿」という。）への登録等に関すること

- (2) 応募・交付申請に関すること
- (3) 交付される科研費（直接経費・間接経費・分担金）の受領、執行・管理に関する
こと
- (4) 科研費による出張に関すること
- (5) 実績報告に関すること
- (6) 研究成果報告等に関すること
- (7) 内部監査に関すること
- (8) 不正防止とコンプライアンス教育に関すること
- (9) 他の研究機関の科研費に関すること
- (10) 学内外からの業務に関する問合せ及び科研費の使用に関する相談への対応
- (11) その他、文科省及び日本学術振興会の定めること

(研究者名簿への登録等)

第5条 文部科学省及び日本学術振興会の定める科研費への応募資格要件をすべて満たし、研究者名簿に登録することができる者は、次の各号の一に該当する場合とする。

- (1) 本学の専任教員(外国人契約教員を含む)
- (2) 特別専任研究員
- (3) 客員研究員

2 研究者名簿への登録・記載事項の変更等は、名簿への登録等を希望する者が所定の期間内に総合研に申し出るものとする。

3 研究者名簿に登録した者が第1項に該当しなくなった場合は、文科省の定める転出・退職等の所定の手続きを行う。

(科研費による研究活動)

第6条 研究代表者は、科研費の応募及び交付申請を行う場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式20及び23）を提出しなければならない。また、研究分担者は、研究代表者による補助事業が交付決定通知を受けた場合、不正行為等を行わない旨の誓約書（科研様式23）を提出しなければならない。

2 研究代表者及び研究分担者は、交付された科研費による研究活動について、文科省並びに日本学術振興会の補助条件及び本学の諸規則等を遵守しなければならない。

3 交付された科研費による研究代表者及び研究分担者等の研究活動は、本学の業務として行うものとする。

(科研費の執行・管理)

第7条 交付される科研費は、経理規程第2章第11条第2項に該当するものとする。

2 学長宛に送金された科研費は、研究代表者毎の預金口座に振り替えて管理する。なお、研究代表者毎の預金口座に振替えるまでの間に利息が生じる場合、及び、振替えた後に利息が生じる場合は、研究代表者に帰属し、その補助事業遂行の為に使用するものとする。

3 間接経費が交付された場合は、研究代表者毎の預金口座に振替えた後すみやかに所

定の方法により譲渡の手続きを行い、本学は譲渡を受け入れる。譲渡された間接経費は、別に定める内規に基づき執行する。当該研究代表者が他の研究機関に所属することとなる場合には、直接経費の残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究者に返還する。

- 4 科研費の執行の決裁者は、第3条第3号に基づき総合研究所長とする。
- 5 科研費により購入した設備、備品等については、研究代表者からの寄付を受け入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じ当該研究者に返還する。
- 6 科研費の執行・管理の詳細については別に定める。ただし、他の研究機関に所属する研究分担者に分担金を配分した場合の分担金の執行・管理については、当該研究分担者が所属する研究機関の定め等に従う。

(内部監査)

第8条 文科省及び日本学術振興会の定める内部監査は、内部監査室が行う。

(他の研究機関の科研費)

第9条 他の研究機関の科研費について次の業務を行う。

- (1) 他の研究機関の研究分担者になる手続き
- (2) 他の研究機関の科研費による出張に関する手続き

第10条 コンプライアンス推進責任者は、科研費の運営・管理等について疑義等が生じた場合、公的研究費のガイドライン及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文科省大臣決定）」（以下「不正行為のガイドライン」という。）及び本学諸規程の定めにより速やかに統括管理責任者へ報告しその指示に従うものとする。

(不正防止)

第11条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者は、公的研究費のガイドライン、不正行為のガイドライン及び本学諸規程の定めにより、科研費に関する不正を防止し適正な管理・監査の充実を図るため、不正防止計画推進部署を置くものとし、総合研究所事務課をこれに充てる。

- 2 前項の各責任者の具体的な責務及び不正防止計画推進部署の役割については、広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針（2015年3月3日学長裁定）に定める。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 本規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第1条、第3条、第5条、第7条及び第8条を改正し2012年4月1日か

ら施行する。

附 則

- 1 本規程は、題目、第1条、第3条、第4条第1号及び第10号、第6条、第10条を改正し、第3条第2項及び第3項、第4条第8号、第5条第3号、第11条、第12条を加える。
- 2 本規程は、2008年4月1日から施行された規程の附則1を削り同2を1とし、2015年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、第3条(3)を改正し、2018年4月1日から施行する。

本規程は、第6条、第7条を改正し、2022年1月18日から施行する。

広島女学院大学受託研究規程

2009. 10. 13 制定

2015. 3. 3 改正

2018. 3. 13 //

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学（以下「本学」という。）における受託研究の取扱いについて定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「受託研究」とは、本学の専任教員が民間企業、官公庁等外部機関（以下「委託者」という。）からの委託を受けて公務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担し、研究成果を委託者に報告するものをいう。

(受入基準)

第3条 受託研究の受入は、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと学長が認める場合に限り行うものとする。

(申込み)

第4条 本学に受託研究を委託しようとする者は、本学の専任教員と事前に協議の上、所定の受託研究申込書を、総合研究所を経て学長へ提出するものとする。

(受入の決定)

第5条 受託研究の申し込みがあった場合において、その内容が適切であると学長が認めたものについて、受け入れを決定するものとする。

2 前項において、申し込みの内容は、総合研究所委員会に設置される委員会（受託研究審査委員会）での審議を経て大学評議会に諮り、学長が決定するものとする

(契約の締結)

第6条 受託研究の受け入れを決定したときは、ただちに学長と委託者との間に受託研究契約を締結しなければならない。

(研究費の負担)

第7条 委託者は、当該研究の遂行に必要な経費を負担するものとする。

2 委託者が負担する経費の内、30%に相当する額を、本学の雑収入として研究に必要な間接経費の一部に使用する。

3 前項にかかわらず、次に該当する場合の間接経費の取扱いは、受託研

究契約の定めるところによる。

- (1) 委託者が国の機関、独立行政法人、地方公共団体である場合
- (2) 当該研究に対する社会的要請が強く、本学の教育研究上極めて有意義であるもの

(取得物品の帰属)

第8条 受託研究に要する経費により取得した設備備品の所有権は、原則として本学に帰属し、委託者に返還しない。

2 物品の調達、人件費の支払、旅費等の計算は、受託研究契約に定めがある場合を除き本学の規程に準拠して行うものとする。

(所管部署)

第9条 受託研究の取扱いに関する所管部署は、総合研究所事務課とする。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、総合研究所委員会の議を経て大学評議会に諮り、学長がこれを行い、全学教授会に報告する。

附 則

1 本規程は、2010年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を加え、第5条第2項を改正する。

2 本規程は、2009年10月13日制定の附則2を削って、2015年4月1日以降に締結される受託研究から適用する。

附 則

1 本規程は、第10条を改正し、2018年4月1日から施行する。

広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程

2016. 2. 9 制定

2018. 3. 13 改正

2018. 11. 13 改正

2022. 1. 18 改正

(目的)

第1条 この規程は、広島女学院大学(以下「本学」という。)における研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、もってその適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費」とは、「広島女学院大学研究費」及び「広島女学院大学学術研究助成」、「広島女学院大学学長裁量経費」、外部公的資金(以下「公的研究費」という。)等をいう。

2 この規程において「本学構成員」とは、本学の教員、職員、学生その他本学において研究費を管理又は執行するすべての者をいう。

3 この規程において「不正使用」とは、本学の構成員又は構成員であった者が本学在職中に行った次に掲げる行為をいう。

(1) 実態の伴わない謝金・給与の請求、物品の架空請求に係る業者への預け金等、実態を伴わない旅費の請求等、研究費等の使用に関する法令及び本学の規程等に反した不適正な研究費等の管理及び執行のうち、故意又は重大な過失によるものをいう。

(2) 前号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害。

4 この規程において「配分機関」とは、本学構成員に対して、研究等のために使用する資金を配分する機関をいう。

(法令等の遵守)

第3条 本学構成員は、研究費に係る業務の実施にあたっては、この規程に定めるもののほか、「広島女学院就業規則」及び「広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程」(以下「科研費等に関する規程」という。)、「調達規程」等を遵守しなければならない。

(責任体系)

第4条 本学の研究費の管理を適正に行うために、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス(研究倫理教育)推進責任者(以下「コンプライアンス推進責任者」という。)及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究費の運営及び管理について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。

(1) 最高管理責任者は、不正防止対策に関する基本方針の策定及び周知を行うとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

- (2) 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもって研究費の管理及び運営が行えるよう、適切かつ効果的に指導を行う。
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、総合研究所長をもって充てる。
- (1) 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括し、基本方針に基づき機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、研究費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つものとして、学科長及び大学事務局長をもって充て、統括管理責任者の指示の下、次の業務を行うものとする。ただし、コンプライアンス推進責任者が公的研究費を取得した場合は、統括管理責任者が次の業務を補うこととする。
- (1) 自己の管理する部局における不正防止対策を実施し、その状況を確認するとともに、これを統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、自己の管理監督する部局内で研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督するとともに、その結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講ずるものとする。
- (3) 自己の管理監督する部局において、構成員が適切に研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導するとともに、「広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針」（以下「基本方針」という。）第8第4項に基づき不正防止計画推進部署にモニタリング結果を開示して、学内における不正防止計画の改善に供する。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、前項の業務を遂行するため、広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程第3条第3項により、総合研究所委員会の構成員から必要に応じて副責任者を任命し、業務を指示することができることとする。
- (コンプライアンス教育)
- 第5条 本学構成員は、本学の不正防止対策に関する方針及び研究費の使用ルール等に関するコンプライアンス教育の定期的な受講及び理解度調査への回答を行うものとする。
- 2 本学構成員は、前項に定めるコンプライアンス教育を受講しない場合は、研究費の使用及び公的研究費等の申請をすることはできない。
- (誓約書)
- 第6条 本学構成員は、研究費の管理及び執行に関する誓約書を最高管理責任者へ提出するものとする。
- 2 前項の誓約書には次の事項を記載する。
- (1) 本学「調達規程」等を遵守すること。
- (2) 不正使用を行わないこと。
- (3) 規則等に違反して不正を行った場合には、「広島女学院就業規則」等による処分、配分機

関からの処分及び法的な責任を負担すること。

- 3 本学構成員は、前2項に定める誓約書を提出しない場合は、学内研究費の使用及び公的研究費の申請をすることはできない。

(取引業者との癒着防止)

第7条 統括管理責任者は、取引業者から、本学との取引実績等を考慮し、必要に応じて誓約書の提出を求めるものとする。

- 2 前項の誓約書には次の事項を記載する。

- (1) 「調達規程」等を遵守し、不正に関与しないこと。
- (2) 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
- (3) 不正が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
- (4) 本学構成員から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

- 3 コンプライアンス推進責任者は、本学構成員と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のための措置を講ずるものとする。

(相談窓口)

第8条 本学における研究費に係る事務処理手続及び使用ルール等に関する学内外からの相談を受け付けるための窓口(以下「相談窓口」という。)を設置する。

- 2 相談窓口は、総合研究所事務課に設置する。

(告発窓口)

第9条 本学における研究費の不正使用に適切に対応できるようにするため、不正使用(不正使用の疑いがあるものを含む。)に関する告発及び情報提供を受け付けるための窓口を設置する。(以下「告発窓口」という。)

- 2 告発窓口は、本学総務課庶務担当課長(以下、「庶務担当課長」という。)とする。
- 3 不正の疑いの存在について通報しようとする者は、原則として氏名等を明らかにして、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、告発窓口へ告発するものとする。
- 4 前項の告発を受けた庶務担当課長は、速やかに学長、統括管理責任者へ報告する。

(調査等)

第10条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合には、広島女学院大学における研究費の不正使用に係る調査等に関する取扱細則(以下「不正使用に係る調査等取扱細則」という。)に基づき必要な調査を行うものとする。

- 2 前項の定めによる調査の結果、不正使用が認められた者については、広島女学院職員懲戒規程に則り、懲戒処分若しくは訓告等又はその他の措置を行うとともに、不正使用に係る調査等取扱細則に則り、氏名等の公表を行うものとする。
- 3 前項の定めにより懲戒処分等が行われた場合、各責任者において管理監督の責任が十分果たされたかどうか等を勘案し、必要に応じ前項に準じて処分を行うものとする。

(細則等への委任)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、研究費の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て学長がこれを行う。
- 2 本規程は、2016 年 2 月 9 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 4 条第 4 項を改正し、2018 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 5 条第 1 項を改正し、2018 年 11 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 本規程は、第 2 条、第 4 条、第 8 条、第 9 条を改正し、2022 年 1 月 18 日から施行する。

広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の執行・管理に関する取扱要領

2008年1月 8日制定
2014年5月13日改正
2015年3月3日改正
2017年8月 1日改正
2018年1月23日改正
2018年11月13日改正
2019年 6月 4日改正
2022年 1月18日改正

(目的)

第1条 この取扱要領は、広島女学院大学(以下「本学」という。)における文部科学省及び日本学術振興会の交付する科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金の直接経費及び間接経費並びに他の研究機関からの分担金(以下「科研費」と総称する)の適正な執行及び管理を図るために、本学で行う処理の詳細について定める。

(根拠)

第2条 この取扱要領は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日、令和3年2月1日改正)」に基づく広島女学院大学における公的研究費の管理・監査の基本方針(2015年3月3日学長裁定)及び文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」並びに広島女学院大学における科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金に関する規程第7条第6項に基づく。

(直接経費の執行)

第3条 科研費の直接経費は、この取扱要領及び学校法人広島女学院の諸規程等に準拠し執行・管理を行う。

- 2 科研費のうち科研費補助金の直接経費は、補助事業の年度毎に執行し、補助事業年度の3月20日までにすべての支払を完了するものとする。補助事業年度の3月20日以前に出国する場合は、出国の前日までにすべての支払を完了していないなければならない。
- 3 科研費のうち学術研究助成基金助成金の直接経費は、補助事業期間内であれば年度を越えて支払を完了することができる。

(直接経費の使用費目及び手続き等)

第4条 直接経費を使用する際の費目及びその手続き等は、次のとおりとする。出金する場合は、「科研費支出表(科研様式1)」に請求書等必要書類を添付して総合研に提出するものとする。

- (1) 物品費物品(設備備品、図書、資料、消耗品等。)を購入するための経費。

物品費を使用する場合は次のとおりとする。

購入物品は、総合研究所事務課で納品検収を行なう。

物品の支出については、納品書、請求書等に総合研究所事務課の検収印と研究代表者の検収印が押印されていないものは支出しないものとする。

設備備品(図書を除く。)を購入する場合は、「科研費物品購入申請書(科研様式2)」を総合研に提出するものとする。設備備品(図書を除く。)は原則として総務課(施設・情報担当)あるいは総合研究所事務課から発注し、総合研究所事務課で納品検収後、当該研究者が使用可能となる。

3万円以上の図書等資料を購入する場合は、「科学研究費図書等資料購入申請書(科研様式26)」を事前に総合研究所事務課に提出するものとする。

図書は、総合研究所事務課で納品検収を行ない、図書と納品書、請求書等に検収印を押印し、図書館で

登録手続き等を行う。

ただし、消耗品扱いとなる図書については図書館での登録手続きを行わない。

設備備品(図書を除く。)の出金は、「科研費物品明細書(科研様式3)」を支出表等に添えて総合研に提出する。

また、3万円以上または財務課長が必要と認めた設備備品及び図書等資料のうち、広島女学院図書館資料管理規程第3条第1項に該当するものは、出金に係る書類に寄附書を添えて提出し、本学へ寄附の手続を行う。

設備備品及び図書となるものの基準は次のとおりとする。

(ア) 設備備品 固定資産及び物品管理規程第2条第1項イ及び第3項アに該当するもの

(イ) 図書 広島女学院図書館資料管理規程第2条第1項に該当するもの

(2) 旅費研究代表者、研究分担者、その他研究へ協力する者の国内又は海外への出張のための経費。

旅費を使用する場合は次のとおりとする。

(ア) 研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が国内に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願(科研様式4)」を総合研究所事務課に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書(科研様式7)」を添付する。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告(記録)書(科研様式8)」「科研費支出表(科研様式1)」「科研費旅費請求(科研様式5)」を総合研究所事務課に提出するものとする。

(イ) 研究代表者又は本学に所属する研究分担者等が海外に出張する場合、旅費規程により「科研費旅行願(科研様式4)」を総合研究所事務課に提出する。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない旅行申請には、「科研費資料収集等計画書(科研様式7)」を添付する。旅行者は帰国後、航空券の半券またはその写し、及びパスポートの該当頁の写しを総合研究所事務課に提出するものとする。また、旅行終了後は速やかに「科研費旅行報告(記録)書(科研様式8)」「科研費支出表(科研様式1)」「科研費旅費請求書(科研様式6)」を総合研究所事務課に提出するものとする。

(ウ) 研究機関に所属していない研究協力者等が出張する場合は、「科研費による研究協力者等出張申請書(科研様式9)」を総合研究所事務課に提出すること。その際、科研費の用務であることがわかる資料を添付する。開催案内等添付資料のない出張申請には、「科研費資料収集等計画書(科研様式7)」を添付する。また、研究協力者等は出張終了後、研究代表者を通じて速やかに「科研費出張報告(記録)書(科研様式12)」「科研費支出表(科研様式1)」「科研費旅費請求書(科研様式5または6)」を総合研究所事務課に提出するものとする。

(3) 謝金等アルバイトへの賃金、研究協力者等への謝礼金等の経費。

謝金等を使用する場合は次のとおりとする。

(ア)① アルバイトを雇用する場合は、「科研費アルバイト等雇用申請書(科研様式13)」を総合研究所事務課に提出する。アルバイトの「科研費出勤表(科研様式14)」は、研究代表者が保管する。

② 研究代表者は、アルバイト最終勤務日以後、「科研費出勤表(科研様式14)」を確認し、必要事項を記入・捺印のうえ、原則として月ごとに支出表に添付して総合研究所事務課に提出するものとする。

③ アルバイト料は、アルバイト名義の銀行口座に払込で受け取る。

④ 必要に応じて、総合研究所所長又は内部監査実施者が勤務の実態についてアルバイトに聞き取りを行うものとする。

(イ) 研究協力者等への謝金等は、「広島女学院大学における競争的資金(科研費・学術研究助成・学長裁量経費)による「謝金」基準額一覧」に準じ、専門的知識の提供に対しては、特に理由がある場合を除き1件3万円以内とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

(ウ) 研究成果の原稿等の翻訳又は校閲を個人(本業でない者)に依頼する場合は、原則として下記の金額を上限とする。また、請求に際しては、支出表等に業務の内容が分かる資料を添付する。

- ①翻訳日本語400字当たり4,800円
- ②校閲 外国語300語当たり 2,600円

(4)その他上記に該当しない経費。

特殊な役務(データベース、プログラム、デジタルコンテンツの開発、作成、機器の保守、点検、外注による翻訳、校正(閲覧)、印刷製本、研究成果物(論文投稿、論文別冊)、DNA解析、検査)については、総合研究所事務課で検収を行う。その他を使用する場合、不明な点があれば、事前に総合研に照会するものとする。

2 研究協力者に旅費や謝金等として直接経費を支払う場合は、科研費預金口座から、研究協力者の名義による銀行口座へ送金しなければならない。

(直接経費で購入した物品の修理費用等の扱い)

第5条 科研費で購入した物品に修理費用等が発生する場合は次のとおりとする。

- (1) 設備備品として本学に寄付した物品は大学の経費で修理する。
- (2) 消耗品等で本学に寄付していない物品の修理費は、その科研費が継続交付されている期間は、科研費(その他)で支出することができる。
- (3) 前各号に該当しない場合は自己負担となる。

(間接経費の受入)

第6条 間接経費が交付される場合は次のとおりとする。

- (1) 研究代表者の譲渡の申し出により、本学はその譲渡を受け入れる。
- (2) 研究代表者は、間接経費が交付された場合「科研費間接経費譲渡申出書(科研様式16)」によりその譲渡を、学校法人広島女学院理事長に申し出る。
- (3) 譲渡の申し出のあった間接経費については、本学の雑収入として受け入れる。

(間接経費の使用)

第7条 譲渡された間接経費の使用は次のとおり行う。

- (1) 文部科学省研究振興局及び独立行政法人日本学術振興会が交付年度ごとに定めて通達する「科学研究費助成事業-科研費-学術研究助成基金助成金使用について各研究機関が行うべき事務等」及び「科学研究費助成事業-科研費-科学研究費補助金使用について各研究機関が行うべき事務等」の別添「間接経費の主な用途の例示」に記載されている内容に該当する本学の諸経費の一部について使用する。
- (2) 用途の透明性を確保するため、科研費の交付内定後に総合研究所事務課で使用計画案を作成し、総合研究所委員会の議を経て、大学評議会で審議決定し、教授会で報告した上で年度ごとに使用する。
- (3) 間接経費を光熱水費の一部に使用する場合の具体的な計算方法は、当該年度の決算後(年間光熱水費確定後)に下記の計算式により算出する。

教員の研究室総面積÷大学全体の建物面積×100 (小数点以下切り捨て)

大学全体の光熱水費×上記で算出した割合 (円未満切り捨て)

- (4) 間接経費で充当した金額については、他の補助金等の算定根拠としない。

(補助事業者の転出等による間接経費の扱い)

第8条 研究代表者が他の研究機関に所属することとなった場合又は他の研究機関の研究分担者に研究代表者を交替することとなった場合は、次のとおり行う。

- (1) 直接経費の残額がある場合はその残額の30%に相当する額の間接経費を当該研究代表者に返還する。

(間接経費執行実績の報告)

第9条 使用した間接経費の実績報告は次のとおり行う。

- (1) 用途の透明性を確保するため、間接経費の執行実績については文部科学省又は日本学術振興会の所定の様式「間接経費執行実績報告書」により総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会で年度ごとに報告する。
- (2) 総合研究所委員会及び大学評議会並びに教授会での報告を経た所定の様式「間接経費執行実績報告書」を、文部科学省又は日本学術振興会へ提出する。

(その他)

第10条 この取扱要領に定められていない事項については、関係機関、本学関係部局及び関係者等と調整のうえ、取扱うこととする。

第11条 この取扱要領の改廃は、学長の決裁で行うものとする。

付則1 本取扱要領は、2008年4月1日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第3条を改正し、2014年4月1日から施行する。

付則1 本取扱要領は、取扱要領名及び第1条から第5条までを改正し、第6条を削除し、新たに第2条、第3条第3項及び第6条から第9条までを挿入して、2015年4月1日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第7条第2項を改正して、2017年8月1日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第1条、第3条第1項、4項、第4条第1項1号、第2項を改正して、2018年4月1日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第4条第1項(2)、第2項を改正して、2018年11月13日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第4条第1項を改正して、2019年6月4日から施行する。

付則1 本取扱要領は、第2条、第4条第1項1号、2号、3号、第7条を改正して、2022年1月18日から施行する。

編集委員

三木	幹子	総合研究所所長（代表）
磯部	祐実子	総合研究所委員
足立	直子	総合研究所委員
真木	利江	総合研究所委員
佐藤	努	総合研究所委員
加藤	美帆	総合研究所委員

広島女学院大学総合研究所年報 Vol. 26

2022年7月31日発行 ©

〔非売品〕

編集代表 三木 幹子

発行代表 三谷 高康

発行所 広島女学院大学総合研究所

〒732-0063 広島市東区牛田東四丁目 13-1

TEL (代)082-228-0386